

証 明 願

令和 年 月 日

四日市市農業委員会長 様

農地等の受贈者氏名

下記の事実に基づき、贈与者及び私が租税特別措置法施行令第40条の6第1項（各号列記の部分を除く。）及び第6項各号に該当することを証明願います。

なお、贈与者は租税特別措置法施行令第40条の6第1項各号に該当する事実はありません。

記

1 農地等の贈与者

住 所		氏 名		職 業	
農業を営んでいた期間	自 昭和・平成 年 月	贈与者が農業 経営者でない 場合	農業経営者の氏名		
	至 昭和・平成 年 月		農業経営者と贈与 者との同居・別居 の別		同居・別居

2 農地等の受贈者

住 所				氏 名		職 業	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	贈与者との 続 柄		贈与時における贈与者との 同居・別居の別		同居・別居	
農業に従事していた期間	年	農業関係学校の在学期間 農業の専従・兼従期間	年 (学校 科 昭和・平成 年卒業) 年 (年 月から 年 月まで)				
農地等の贈与を受けた年月日	昭和・平成 年 月 日 (農地法の許可年月日 年 月 日)						
特例の適用を受けようとする農地等の明細	別表のとおり			左記の農地等による農業 経営の開始年月日	年 月 日		
効率的かつ安定的な農業経営の基準	認定農業者 ・ 認定就農者 ・ 基本構想水準到達者 (該当するものに○をしてください。)						
身体の障害の有無	有 ・ 無						
その他参考事項							

別表 1

特例適用農地等の明細書

贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける者	住所		※3年毎の継続届出書の整理欄			
			1回目 ．．	2回目 ．．	3回目 ．．	4回目 ．．
	氏名		5回目 ．．	6回目 ．．	7回目 ．．	8回目 ．．
	農地等の贈与を受けた年月日	年 月 日				
特 例 適 用 農 地 等 の 明 細 書						
番 号	田、畑、採草放牧地又は準農地の別	登記簿上の地目	所 在 場 所	市街化区域内外の別	面 積 (㎡)	※譲渡等、耕作の放棄又は買取りの申出等についての整理欄
1				内・外		
2				内・外		
3				内・外		
4				内・外		
5				内・外		
6				内・外		
7				内・外		
8				内・外		
9				内・外		
10				内・外		
11				内・外		
12				内・外		
13				内・外		
14				内・外		
15				内・外		
16				内・外		
17				内・外		
合 計						

別表2

障害等の状況についての申告書

番号	項 目	添付資料
1	精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けていること	
2	身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けていること 手帳に記載された障害名（ ）	
3	要介護認定（要介護状態区分5のもの）を受けていること	
4	1から3以外の身体若しくは精神の障害の状況	
(1)	両眼の視力が0.1以下になっている	
(2)	周辺視野角度（I／4視標による。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I／2視標による。）が60度以下になっている、又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下になっている	
(3)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上になっている	
(4)	平衡機能に著しい障害がある	
(5)	咀嚼又は言語の機能を廃している	
(6)	咀嚼及び言語の機能に著しい障害がある	
(7)	精神に著しい障害がある	
(8)	神経系統の機能に著しい障害がある	
(9)	胸腹部臓器の機能に著しい障害がある	
(10)	上肢又は下肢の全部又は一部を喪失している	
(11)	一上肢又は一下肢の機能を全廃している	
(12)	一上肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	
(13)	両手の手指又は両足の足指の全部又は一部を喪失している	
(14)	両手の母指、示指又は中指の機能を廃している	
(15)	一手の母指及び示指の機能を廃している	
(16)	母指及び示指を含めて一手の三指の機能を廃している	
(17)	一下肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	
(18)	両足の足指の全部の機能を廃している	
(19)	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残している	
(20)	体幹の機能に座っていること、立ち上がること又は歩くことができない程度の障害を有している	
(21)	脊柱の機能に著しい障害を残している	
(22)	(1)～(21)の他、身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複している	
(23)	満75歳以上であり、身体機能が低下しており、農業に従事することが困難である	
5	福祉施設への入所の状況	
(1)	生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項で規定する救護施設へ入所している	
(2)	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項で規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項で規定する有料老人ホームへ入居又は入所している	
(3)	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項で規定する介護老人保健施設又は同条第29項で規定する介護医療院へ入所している	
(4)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項で規定する障害福祉サービス事業を行う施設又は同条第11項で規定する障害者支援施設へ入所している	

(説明・記載要領)

贈与税の納税猶予に関する適格者証明書

この証明書は、農地等の生前一括贈与を受けた人が、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける場合の贈与者及び受贈者が適格要件に該当する旨の証明書です。この証明書の交付を受けるためには、証明願の各欄に必要な事項を記載して申請します。

1 証明願の手続

- (1) この証明願は、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けようとする人が、贈与により取得した農地（農地法第 43 条第 1 項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第 2 条第 1 項に規定する農地（以下「高度化施設用地」という。）を含む。以下同じ。）及び採草放牧地の所在地の市町村の農業委員会に提出します。
(注)その市町村に農業委員会が設置されていない場合には、その農地等の所在地の市町村長に提出します。
- (2) 証明願は、税務署提出用及び農業委員会控用として 2 部提出して下さい。
- (3) 準農地についてこの特例の適用を受ける人は、その土地が準農地に該当する旨の市町村長の証明を受け、その証明書の写し 1 部を、この証明願に添付して下さい。なお、この証明願を提出する時まで、準農地の証明が受けられない場合には、準農地の証明書はあとから提出してさしつかえありません。
- (4) 高度化施設用地についてこの特例の適用を受ける人は、その土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明願をこの証明願と同時に提出して下さい。

2 証明願の記載要領

(1) 「1 農地等の贈与者」欄

この欄は、この特例の適用を受ける人が、次により農地等の贈与者について該当する事項を記載します。

- イ「職業」欄は、贈与者の贈与時における職業を「専業農業」、「兼業農業」、「無職」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。
- ロ「農業を営んでいた期間」は、「農業開始の年月が正確に分からないときは、例えば昭和 30 年以前という程度の記載でさしつかえありません。
- ハ「贈与者が農業経営者でない場合」欄は、次により記載します。
- (注)贈与者が農業経営者である場合には、この欄の「農業経営者の氏名」欄に斜線を引いてください。
- (イ) 「農業経営者の氏名」欄は、特例の適用を受けようとする農地等の贈与時において、贈与者が農業経営者でない場合には、その農業経営者の氏名を記載します。
- (ロ) 「農業経営者と贈与者との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、上記(イ)の農業経営者が贈与者と生計を同一にしている場合には「同居」を、贈与者と生計を別にしている場合には「別居」を、それぞれ○で囲みます。

(2) 「2 農地等の受贈者」欄

この欄は、この特例の適用を受ける農地等の受贈者について、次により該当する事項を記載します。なお、農業委員会において受贈者が贈与者の推定相続人に該当すること及び農地等の贈与を受けた日において年齢が 18 歳以上であることを確認するため必要ですから、戸籍の謄本又は抄本を呈示してください。

- イ「職業」欄には、受贈者のこの書類を提出する際における職業を「専業農業」、「兼業農業」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。
- ロ「贈与時における贈与者との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、贈与者と生計を同一にしていた場合には「同居」を、贈与者と生計を別にしていた場合には「別居」を、それぞれ○で囲みます。
- ハ「農業に従事していた期間」欄は、受贈者が贈与の日まで引き続いて農業に専従又は兼従していた期間を記載します。この場合、農業関係学校に在学していた期間も通算されます。
- ニ「農地等の贈与を受けた年月日」欄は、原則として農地法第 3 条の許可年月日を記載します。ただし、贈与契約日において農地法第 3 条の許可後に贈与をする旨の特約が付されているときは、その特約により贈与を受けた日を記載します。
- ホ「効率的かつ安定的な農業経営の基準」欄は、①農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の規

定による農業経営改善計画の認定（同法第 13 条第 1 項の規定による変更の認定を含む。）を受けている場合は「認定農業者」、②同法第 14 条の 4 第 1 項の規定による青年等就農計画の認定（同法第 14 条の 5 第 1 項の規定による変更の認定を含む。）を受けている場合は「認定就農者」、③同法第 6 条第 1 項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた同条第 2 項第 2 号に規定する農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標を満たしている場合は「基本構想水準到達者」と記載します。

ヘ 「身体の障害等の有無」欄には、この特例を受けようとする受贈者が、営農困難時貸付けの特例の要件を既に満たしている場合には「有」に○を記載し、併せて「別表 2 障害等の状況についての申告書」の該当する障害等の番号に○を記載してください。また、○を付けた障害等の状態を証明する書類（障害者手帳の写し、医師の診断書、施設との入所契約書等）を添付して「添付資料」欄に○を記載してください。

ト 「その他参考事項」欄には、「農地等の受贈者」欄の記載に関連し、必要な参考事項を記載します。なお、この特例の適用を受けるために他の市町村の農業委員会にも証明願を提出する場合には、この欄にその旨及びその市町村に所在する特例の適用を受ける農地等の面積を記載してください。

(3) 別表 1 「特例適用農地等の明細書」

この明細書には、この特例の適用を受けようとする農地、採草放牧地又は準農地について、1 筆ごとに、次によって記載します。

イ 「田、畑、採草放牧地又は準農地の別」欄には、特例の適用を受けようとする土地について、贈与を受けた日の現況に応じ、田、畑又は採草放牧地の順に記載します。田又は畑について、高度化施設用地に該当する場合は、括弧書きで「高度化施設用地」と記載下さい。なお、参考のために準農地についても採草放牧地の次に記載して下さい。

ロ 「登記簿上の地目」欄は、登記簿上の地目を記載するほか、他人から借受けて農業の用に供している農地については、耕作権（採草放牧地の場合には賃借権）と記載します。

ハ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。

ニ 「市街化区域内外の別」の「内・外」欄は、特例の適用を受けようとする土地が都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域内に所在する場合は「内」を、それ以外の区域の場合は「外」を、それぞれ○で囲んでください。なお、租税特別措置法第 70 条の 4 第 2 項第 3 号のイ、ロ、ハに掲げる区域内に所在する農地又は、採草放牧地については、この特例の適用対象となる農地、採草放牧地である旨を証する市長等の証明書の写し一部を添付してください。

ホ 「※」印のついている欄は、記載する必要がありません。

(注) 贈与者が、その所有する農地について耕作の放棄（農地法第 32 条に規定する利用意向調査に係るもののうち、農地法第 36 条第 1 項各号に該当する場合（正当な事由があるときを除く。）をいいます。）を行っている農地は、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないで下さい。

なお、農地法第 36 条第 1 項の規定による農地中間管理権の取得に関する協議の勧告は、農地中間管理機構の事業実施地域内の農地等に限って実施されますが、納税猶予制度における「耕作の放棄」については、農地中間管理機構の事業実施地域内に限らず、農地法第 36 条第 1 項各号に該当した場合であり、特例の適用を受けることができないことに留意して下さい。

また、「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」（昭和 50 年 11 月 4 日付け直資 2-224、直審 5-32、徴管 2-65 国税庁長官通達（以下「国税庁長官通達」という。））の記の 70 の 4-7 により贈与をした者を措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する「農業を営む個人」に該当するものとして取り扱う場合においては、国税庁長官通達の記の 70 の 4-12 の 2 により、贈与者が、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）の規定に基づく経営移譲年金（以下「経営移譲年金」という。）又は独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金（以下「特例付加年金」という。）の支給を受けるため、当該贈与の日前に、当該贈与者の親族に対し、その所有する農地につき農業経営を移譲していた場合において、当該親族が、当該農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による協議の勧告を受けた場合における当該協議の勧告に係る農地も、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないで下さい。